

認可申請書に要求される記載事項	法令等の要求事項	申請書および補足説明資料の内容	申請書および補足説明資料の該当箇所
一 名称	—	関西電力株式会社	本文 P1
二 発生場所	—	名称 大飯発電所 所在地 福井県大飯郡おおい町大島	本文 P1
三 施設の名称	—	大飯発電所 1号原子炉施設 大飯発電所 2号原子炉施設	本文 P2 添付書類一
四 放射能濃度確認対象物の種類	<p>【製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（以下、「規則」という。）第二条】</p> <p>発電用原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等において用いた資材その他の物のうち金属くず、コンクリートの破片及びガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射能濃度確認対象物は、大飯 1, 2 号炉の運転保守に伴い発生した資材のうち、2005 年度に大飯 1 号炉及び大飯 2 号炉の燃料取替用水タンクエリアに設置していた燃料取替用水タンクを解体した 1 次冷却材による二次的な汚染があるステンレス鋼約 70 トンを対象。 放射化汚染について、原子炉格納施設外である燃料取替用水タンクエリアは放射化汚染が生じない。 放射能濃度確認対象物である燃料取替用水タンクは燃料取扱い時の原子炉キャビティ水張り用ほう酸水の水源及び非常用炉心冷却設備作動時の注入用ほう酸水の水源として設置されている。燃料取扱い時に燃料取替用水タンクから移送された燃料取替用水は原子炉キャビティにおいて 1 次冷却材と混合され、燃料装荷後に再度燃料取替用水タンクへ移送される。燃料取替用水タンクの内面は放射性物質を含む 1 次冷却材に接觸しており、放射性物質が内面に沈着する。このことから、放射能濃度確認対象物の汚染の形態は二次的な汚染である。 	本文 P3 添付書類二 P2-1 添付書類二 P2-2, 図 2-2 添付書類二 P2-2, 図 2-1
五 評価に用いる放射性物質の種類（次頁へ続く）	<p>【規則第六条第 1 号一】</p> <p>評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち、放射線量を評価する上で重要となるものであること。</p> <p>【放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（以下、「審査基準」という。）】</p> <p>評価に用いる放射性物質を選定するに当たっては、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で影響を与えることが予想される放射性物質が見落とされないよう、以下の手順により選定が行われていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉設置者が発電用原子炉を設置した工場等又は試験研究炉等設置者等が特定試験研究用原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原</p>		

7/31 からの変更箇所を赤字で示す。

資料 4

認可申請書に要求される記載事項	法令等の要求事項	申請書および補足説明資料の内容	申請書および補足説明資料の該当箇所
	<p>子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるもの（以下、「子炉」といいます。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉をいう。）を設置した工場等において用いた資材その他の物</p> <p>イ：放射能度確認対象物が金属くず又はコンクリート破片若しくはガラスくず（ロックウール及びグラスウールに限る。）の場合</p> <p>①原子炉の運転状況、炉型、構造等の特性を踏まえ、中性子の作用による放射化汚染、原子炉冷却材等に係る放射性物質の付着、浸透等による二次的な汚染の履歴及び機構、放射性物質の放射性壊変等を考慮して、別記第1号に掲げる33種類の放射性物質kの放射能濃度Dk又は放射性物質kと基準核種（例えばCo-60）との放射能濃度比が計算等により算出されていること。</p> <p>この際、以下のとおりであること。</p> <p>(a)放射化汚染を放射化計算法によって算出する場合については、使用実績のある放射化計算コード（許認可実績のあるコード又は汎用的なコード若しくは第三者による技術的レビューを受けた公開コード）を用いるとともに、放射性物質の種類が幅広く選定されるよう、合理的な範囲で計算に用いる入力パラメータ（親元素の組成、中性子束、照射時間等）が設定されていること。ただし、施設の構造上、管理区域の設定が不要である等、中性子線による放射化の影響を考慮する必要がないことが明らかである場合は、放射化による汚染を考慮する必要はない。</p> <p>(b)二次的な汚染を放射化計算法等に基づいた計算及び評価によって算出する場合については、放射性物質の種類が幅広く選定されるよう、合理的な範囲で当該計算及び評価がなされていること。</p>	<p>イ：汚染の形態としては、放射性腐食生成物および核分裂生成物が1次冷却材により1次冷却系統に接続する1次冷却材系統機器内面に沈着することにより生じる、二次的な汚染とする。</p> <p>(a)放射化汚染については、原子炉格納施設外である燃料取替用水タンクエリアは放射化汚染が生じないことから、放射化汚染は考慮しない。</p> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○燃料取替用水タンクは、原子炉格納容器から北東、北西の位置にあり、約15m（原子炉容器から約30m）離れており、かつプラント運転中に発生する中性子は、原子炉格納容器の外部遮蔽壁等にて遮蔽されることから、中性子による放射化汚染は発生しない。 ○燃料取替用水タンクの設置位置を含め、発電所構内における中性子線量当量率測定結果は、プラント運転中においても検出限界未満（0.12μSv/h以下）であることを確認している。 <p>(b)二次的な汚染の放射能濃度は、代表組成の放射化計算及び代表試料の放射化学分析結果を基に算出。評価内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次的な汚染の放射性物質組成については、放射性腐食生成物および核分裂生成物による汚染を考慮し、それぞれ「ORIGEN2」コードを用いて評価。 ・上記の計算結果は、炉内に存在するイオン状及び粒子状成分の合計値であり、二次的な汚染は粒子状成分が沈着することにより生じることから、各核種の粒子状成分割合を算出し、放射性物質組成に乗じる。 ・放射性腐食生成物および核分裂生成物の放射性物質組成をCo-60及びCs-137の放射能濃度比を用いることにより合成。なお、Co-60及びCs-137の放射能濃度比は代表試料の放射化学分析の結果より算定。 	<p>添付書類三 P3-1</p> <p>添付書類二 P2-2, 図2-2</p> <p>資料3-②コメント回答資料（放射化汚染について）(2020/07/31提出資料)</p> <p>添付書類三 P3-1, 3-2, 表3-1～3-6</p> <p>添付書類三 P-3-2, 表3-7</p> <p>添付書類三 P3-2, 3-3, 表3-9, 3-10</p>

認可申請書に要求される記載事項	法令等の要求事項	申請書および補足説明資料の内容	申請書および補足説明資料の該当箇所
	<p>②上記①で算出した放射能濃度をそれぞれの放射性物質 k に対応した規則別表第 2 棚に掲げる放射能濃度 C_k で除した比率 D_k/C_k が計算されていること。ただし、上記イにおいて、放射性物質 k と基準核種との放射能濃度比を算出した場合は、基準核種の放射能濃度を 1Bq/kg として D_k を計算し、放射性物質 k の D_k/C_k が計算されていること。</p> <p>③「評価に用いる放射性物質」として、下式を満足するよう、33 種類の放射性物質 k の中から D_k/C_k の大きい順に n 種類の放射性物質 j が選定されていること。</p> $\Sigma(D_j/C_j) / \Sigma(D_k/C_k) \geq 0.9$ <p style="color: red;">ここに、$D_1/C_1 \geq D_2/C_2 \geq \dots \geq D_n/C_n \geq \dots \geq D_{33}/C_{33}$</p> <p>この式において、$k$、$j$、$D_k$、$C_k$、$D_j$ および C_j は、それぞれ次の事項を表す。</p> <p>k : 別記第 1 号に掲げる 33 種類の放射性物質</p> <p>j : 33 種類の放射性物質のうち評価に用いる D_j/C_j の大きい n 種類の放射性物質</p> <p>D_k : 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質 k の平均放射能濃度 [Bq/kg]</p> <p>C_k : 規則別表第 2 棚に掲げる放射性物質 k の放射能濃度[Bq/kg]</p> <p>D_j : 放射能濃度確認対象物に含まれる評価に用いる放射性物質 j の平均放射能濃度[Bq/kg]</p> <p>C_j : 規則別表第 2 棚に掲げる放射性物質 j の放射能濃度[Bq/kg]</p> <p>ただし、D_1/C_1 の最大値が 33 分の 1 以下であることが明らかな場合は、放射性物質 $k=1$ のみを評価に用いる放射性物質として選定してよい。</p> <p>ロ：放射能濃度確認対象物が上記イに規定された物以外の物の場合上記イを準用する。この場合において、これらの規定中「別記第 1 号」、「33 種類」、「D_{33}/C_{33}」及び「33 分の 1」とあるのは、それぞれ「規則別表第 1 棚」、「274 種類」、「D_{274}/C_{274}」及び「274 分の 1」と読み替えるものとする。ただし、放射性物質の使用履歴を踏まえて、放射能濃</p>	<ul style="list-style-type: none"> 算定した放射性物質組成から、規則 33 核種の $\Sigma(D_k/C_k)$ に対する D_k/C_k の割合を評価。 <p>②算定した放射性物質組成から、規則 33 核種の $\Sigma(D_k/C_k)$ に対する D_k/C_k の割合を評価。評価結果は、表 3-11 及び表 3-12 に示す。</p> <p>③Co-60 の D_k/C_k が規則 33 核種の $\Sigma D_k/C_k$ に占める割合が 0.9 以上になると評価されることから、大飯発電所の放射能濃度確認対象物の評価対象核種を Co-60 とした。 また、評価対象核種の選択を行った Co-60 が 2019 年 6 月 1 日から 5 年後にわたって、90%以上であることを確認している。</p> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成材料の元素組成の設定等に当たっては、組成を幅広く設定。具体的には SUS304 においては不明元素 1,000ppm、ウラン燃料の不純物組成等も踏まえて設定。なお、インコネル 690 の不明組成については、核種組成への影響は小さいことを確認しているため、考慮しないこととした。 評価対象核種の評価におけるインプットデータについては、主に実用炉許認可での使用値、公開文献値または実機分析データを基に設定。その他の評価に用いるインプットデータは妥当性を確認した上で使用。 評価に使用する「ORIGEN2」コードは、実用炉許認可の解析にて使用されている解析コードである。 評価に用いる放射性物質選定に係る評価手法については、先行認可済プラントと同様の評価手法 <p>ロ：放射能濃度確認対象物は、大飯 1 号炉及び大飯 2 号炉の燃料取替用水タンクを解体したステンレス鋼であり、イに該当する金属くずであることから、対象外。</p>	<p>添付書類三 P3-3, 3-4, 表 3-11, 3-12</p> <p>添付書類三 P3-3, 3-4, 表 3-11, 3-12</p> <p>資料 3-③ コメント回答資料（評価対象核種の選定について）</p>

認可申請書に要求される記載事項	法令等の要求事項	申請書および補足説明資料の内容	申請書および補足説明資料の該当箇所
	<p>度確認対象物に明らかに含まれていない放射性物質については放射性物質 k から除外して良い。この場合において、これらの規定中「274種類」、「D₂₇₄/C₂₇₄」及び「274 分の 1」とあるのは、それぞれ「(274-i)種類」、「D_{274-i}/C_{274-i}」及び「(274-i)分の 1」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)～(4)は研究炉などで対象外のため省略</p> <p>(5)以上のことについて、規則第 5 条第 1 項第 5 号及び第 2 項第 3 号に掲げる事項に係る申請書及びその添付書類に記載されていること。</p> <p>なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により大気中に放出された放射性物質の降下物（以下「フォールアウト」という。）による影響を受けるおそれのある資材その他の物の安全規制上の取扱いについては、必要に応じて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて（平成 24・03・26 原院第 10 号平成 24 年 3 月 30 日）を参照していること。</p>	<p>(5) 上記内容については、申請書本文五、および添付書類三に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能濃度確認対象物である燃料取替用水タンクは、2005 年度に解体した後、容器に封入し、廃棄物庫に保管廃棄していることから、フォールアウトについては影響を考慮する必要はない。 <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴うフォールアウトによる原子炉施設における資材等の安全規制上の扱いに関するガイドライン」に基づき 2012 年 3 月に発電所構内の屋外 15 箇所、屋内 7 箇所のサンプルを採取し、測定した結果、全測定箇所において理論検出限界計数値未満であったことから、フォールアウトによる影響はないと評価している。 ○文部科学省により行われた航空機モニタリングの測定結果において、Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度は極微量であることを確認している。 ○福井県環境放射能測定技術会議においても、原子力発電所周辺の環境放射能の調査を実施しており、Cs-134 及び Cs-137 の放射能濃度は極微量であり、フォールアウトの影響が無いことを確認している。 ○フォールアウト影響確認におけるサンプル採取選定、サンプル採取数および測定条件については、JNES-RE レポート「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無を判断する測定方法の検討」に基づき実施しており、フォールアウトの影響確認方法は妥当である。 	<p>本文 P4</p> <p>資料 3-① コメント回答資料（東京電力福島原子力発電所の事故に伴うフォールアウトの影響について）</p>

認可申請書に要求される記載事項	法令等の要求事項	申請書および補足説明資料の内容	申請書および補足説明資料の該当箇所
六 放射能濃度の評価単位	<p>【規則第六条第 2 号二】 評価単位ごとの重量は、放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること。</p> <p>【審査基準】</p> <p>(1) 「放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること」とは、以下のことをいう。</p> <p>イ：汚染の履歴等を考慮して、汚染の程度が大きく異なると考えられる物を一つの測定単位としていないこと。</p> <p>ロ：評価単位内のいずれの測定単位においても、評価に用いる放射性物質の $\Sigma (D_j / C_j)$ が 10 を超えないこと。</p> <p>ハ：10 トンを超えないこと</p> <p>(2) 以上の点について、規則第 5 条第 1 項第 6 号及び第 2 項第 4 号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。</p> <p>～途中省略～</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定単位は、測定用トレイに積載可能な 100kg 以内とする。 ・評価単位は、一つの測定単位とし、測定単位と同様の 100kg 以内とする。 <p>(1)</p> <p>イ：放射能濃度確認対象物の発生・保管情報調査の結果を考慮して、汚染の程度が大きく異なるものを一つの測定単位としない。</p> <p>ロ：測定単位ごとに規則第 2 条に規定される放射能濃度の基準以下であることを確認する。</p> <p>ハ：評価単位は 100kg 以内とする。</p> <p>(2) 上記内容を申請書本文六および添付書類四に記載する。</p> <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大飯 1 号炉の燃料取替用水タンクの胴板について、高さ方向に 16 分割、円周方向に 69 分割し、全箇所について表面汚染密度の測定を実施した結果、部位毎に表面汚染密度の偏在は無いことを確認した。なお、大飯 2 号炉についても高さ方向に 15 分割、円周方向に 69 分割し測定した結果、部位毎に表面汚染密度の偏在は無いことを確認している。 ○燃料取替用水タンクの屋根板についても、胴板と比較し表面汚染密度の偏在が無いことを確認している。 <p>～途中省略～</p>	<p>本文 P5 添付書類四</p> <p>添付書類四 P4-1</p> <p>本文 P5 添付書類四 P4-1</p> <p>本文 P5 添付書類四 P4-1</p> <p>本文 P5 添付書類四 P4-1</p> <p>資料 3-④コメント回答 資料（放射能濃度確認対象物の汚染状況について）</p> <p>～途中省略～</p>

認可申請書に要求される記載事項	法令等の要求事項	申請書および補足説明資料の内容	申請書および補足説明資料の該当箇所
九 放射能濃度確認対象物の管理方法（次頁へ続く）	<p>【規則第六条第5号 五】 放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。</p> <p>【審査基準】</p> <p>(1) 「異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること」とは、以下のとおりであること。</p> <p>イ：放射能濃度確認対象物については、容器等に収納する場合は、当該容器等に封入し、施設内のあらかじめ定められた放射性物質による追加的な汚染のない場所で保管していること。また、容器等に収納しない場合は、放射性物質による追加的な汚染のない保管場所で保管し、当該保管場所の出入口を施錠していること。</p> <p>ロ：原子力事業者等の放射能濃度確認を担当する部署の者及び当該原子力事業者等から承認を受けた者以外の者が上記イの保管場所に立ち入らないようにするための制限を行っていること。</p> <p>ハ：放射能濃度の測定後の放射能濃度確認対象物に測定前の放射能濃度確認対象物等が混入しないように措置を講ずること。万一、異物が混入した場合にもその状況を確認することができるよう、測定時に放射能濃度確認対象物をモニター撮影する等の措置を講ずること。</p> <p>ニ：放射能濃度の測定後から原子力規制委員会の確認が行われるまでの間の原子力事業者等の管理体制が厳格な品質管理の下になされていること等の措置を講ずること。</p>	<p>(1)</p> <p>イ：放射能濃度確認対象物については、容器に封入し、追加的な汚染の無いエリアに保管する。また、各エリアは施錠管理し、放射能濃度確認担当箇所の承認を受けた者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>【補足】</p> <p>○放射能濃度確認対象物については、汚染の恐れがない管理区域である廃棄物庫にて保管用に封入し保管している。なお、廃棄物庫は出入口を施錠管理する。</p> <p>ロ：各エリアは施錠管理し、放射能濃度確認担当箇所の承認を受けた者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>【補足】</p> <p>○放射線管理課長が承認したものが保管場所に立ち入れるよう管理する。</p> <p>ハ：放射能濃度測定時に測定前後の放射能濃度確認対象物が混在しないように区画により物理的に分離し、異物の混入を防止する。また、測定時に放射能濃度確認対象物をモニター撮影し、記録することにより、万一、異物が混入した場合にもその状況を確認することができるようになる。</p> <p>ニ：原子炉施設保安規定および原子力発電の安全に係る品質保証規程並びに下部規程において具体的な運用の手順を規定し、これらについては継続的な改善活動を実施する。</p>	<p>本文 P9 添付書類七 P7-1,7-2</p> <p>資料 3-③ コメント回答資料（トレイ型専用測定装置の設置場所について）</p> <p>本文 P9 添付書類七 P7-1,7-2</p> <p>資料 3-③ コメント回答資料（トレイ型専用測定装置の設置場所について）</p> <p>本文 P9 添付書類七 P7-1</p> <p>添付書類八 P8-1</p>

認可申請書に要求される記載事項	法令等の要求事項	申請書および補足説明資料の内容	申請書および補足説明資料の該当箇所
	ホ: 放射能濃度測定装置の設置場所を追加的な汚染のない場所とすること。	<p>ホ: トレイ型専用測定装置の設置場所は放射能濃度測定時に測定前後の放射能濃度確認対象物が混在しないように区画により物理的に分離した場所とする。</p> <p>【補足】</p> <p>○「放射能濃度測定装置の設置場所を追加的な汚染のない場所とすること。」については、「放射能濃度確認対象物を保修点検建屋内の分別場所から容器に封入された状態で測定・評価場所内の汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域（B 区域）へ移動し、測定・評価を行う。」こととしており、放射能濃度測定装置は、追加的な汚染のない専用のエリアとして鋼製材で区画し、フィルタで浄化した空気を区画内に送気することで陽圧を保持し、出入口開放の際に汚染が区画内に流入（混入）しないよう措置を講じることとしている。なお、放射能濃度測定装置での測定の結果、評価対象核種(Co-60)の D_j/C_j が 1 以下と判断した放射能濃度確認対象物は、測定・評価場所内の汚染のおそれのない管理区域（A 区域）に搬送し、保管容器へ封入することとしている。保管容器については、JIS Z 1600 「鋼製オープンヘッドドラム」に準拠した気密試験により、気密性があることを確認していることから、放射能濃度確認対象物保管中に追加的な汚染が生じるおそれは無い。</p> <p>○表面汚染密度については、保修点検建屋内は汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域（B 区域）であるが、機器の開放点検等で汚染物が飛散する可能性がある場合は、汚染物が飛散しないようグリーンハウスの設置等の措置を行うことにより清浄度を維持しており、建屋内床面の表面汚染密度の測定結果は、検出限界以下（□□□□□以下、スミヤ法で試料採取しシンチレーション計数装置にて測定）、また、空気中のダストの放射能濃度の測定結果についても、検出限界以下（□□□□□以下、ダストサンプラーで試料採取後、GM 計数装置にて測定）であることを確認している。</p> <p>○線量当量率については、保修点検建屋内は汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域（B 区域）であるが、機器の開放点検等で汚染物が飛散する可能性がある場合は、汚染物が飛散しないようグリーンハウスの設置等の措置を行うことにより清浄度を維持しており、また、高線量の機材を持ち込まないよう管理していることから、建屋内及び放射能濃度測定装置の設置場所の線量当量率の測定結果（シンチレーションサーベイメータにて測定）は、□□□□□（環</p>	本文 P9 資料 3-③ コメント回答資料（トレイ型専用測定装置の設置場所について）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

認可申請書に要求される記載事項	法令等の要求事項	申請書および補足説明資料の内容	申請書および補足説明資料の該当箇所
	<p>～：放射能濃度確認対象物の運搬に当たっては、追加的な汚染のおそれのある場所を通らないルートを選定すること等の措置を講ずること。</p> <p>(2) 製鍊等放射能濃度確認規則第6条第5号に掲げる確認への実障を及ぼす経年変化を防止するための「適切な措置が講じられていること」とは、以下のとおりであること。</p> <p>イ：原子力規制委員会による確認において、経年変化（例えば、評価に用いる放射性物質の放射能濃度が放射性廻りにより著しく減衰すること、放射能濃度確認対象物の表面状態がさび等により変化すること等）によって放射能濃度の測定が認可を受けた方法に従って行われることを判別できない状況が発生することを防止するため、評価に用いる放射性物質のうち放射線測定法によって放射能濃度を測定する放射性物質の半減期を超える管理をしないこと、放射能濃度確認対象物の表面において放射線の測定効率が大きく変わるような腐食や劣化が生じないよう管理を徹底すること等の措置を講ずること。</p> <p>(2) 以上の点について、規則第5条第1項第9号及び第2項第7号に掲げる事項として、申請書及びその添付書類に記載されていること。</p>	<p>境のバックグラウンドレベル) であり、放射能濃度測定装置の測定条件の [] 以下であることを確認している。</p> <p>○放射能濃度確認対象物は、専用の運搬容器に収納し、建屋内のB区域を経由して、放射能濃度測定装置専用のエリアに搬入する前に専用の運搬容器の表面汚染密度を測定し基準以下であることを確認し、追加的な汚染が生じないようにすることとしている。更に放射能濃度確認対象物は、表面汚染が基準以下であることを確認した上で、容器に封入し、汚染の恐れのない管理区域に保管廃棄していることから、放射能濃度測定装置専用のエリアに追加的な汚染を生じさせるおそれは無い。</p> <p>これらの対応により、放射能濃度測定装置の設置場所に追加的な汚染が生じないよう管理（A区域相当に管理）できる。</p> <p>～：放射能濃度確認対象物の運搬に当たっては、追加的な汚染が発生するおそれのある場所を通らない経路を選定</p> <p>【補足】</p> <p>○放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定前後において、運搬容器及び保管容器に収納・封入して運搬するとともに、運搬容器及び保管容器に追加的な汚染がないことを確認することにより、追加的な汚染がないよう管理する。</p> <p>(2)</p> <p>イ：放射能濃度確認対象物を封入した保管容器は、国の確認が終わるまで廃棄物庫内に設定した確認待ちエリア（汚染のおそれのない管理区域）にて保管する。なお、測定・評価した放射能濃度確認対象物は、評価時点より Co-60 の半減期 (5.27 年) 以内に確認の申請を行う。放射能濃度確認対象物を封入した保管容器は、確認が終わるまで汚染のおそれのない管理区域（廃棄物庫内）に保管する。また保管エリアは施錠管理し、立入り制限を実施。確認を受けるまで保管容器を開放しないこととし、定期的な巡回により保管状態の確認を実施。</p> <p>(2) 上記内容を申請書本文九、十および添付書類七、八に記載する。</p>	<p>添付書類七 P7-1</p> <p>資料 3-③ コメント回答資料（トレイ型専用測定装置の設置場所について）</p> <p>添付書類七 P7-1,7-2</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。